

新型コロナウイルス関連情報

(オーストリア国内における制限措置の延長)

○オーストリア政府は、現在国内において適用されている制限措置を9月30日まで（集会に関する規定は9月17日まで）延長しました。

○ウィーン州においては、陰性証明書の有効期限が変更となります。

1

現在、オーストリア国内において適用されている制限措置は、9月30日まで（集会に関する規定は9月17日まで）延長されました。

2

9月1日以降、ウィーン州においては、飲食店等に入場する際に提示が必要な証明について、検体採取から24時間以内（連邦規定では48時間以内）の権限を有する施設による陰性の抗原検査結果、または検体採取から48時間以内（同じく72時間以内）の権限を有する施設による陰性のPCR検査結果とされました。

3 措置内容の詳細については、当館ホームページをご覧ください。

https://www.at.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>